

舞岡しぜん墓園 第1期指定管理者選定評価基準書

評価項目	内 容	配点 (点)	評価の基本的な考え方
1 法人の状況			
(1) 基本方針・財務状況	法人の理念、基本方針及び業務実績等が公共性の高いものであり、公の施設の管理運営者としてふさわしいものであるか。また、団体の財務状況は健全か。	5	5 法人の基本方針等が極めて公共性の高いものであり、かつ団体の財務状況が健全である。 4 法人の基本方針等が公共性の高いものであり、かつ団体の財務状況が健全である。 3 法人の基本方針等が公共性を備えており、かつ団体の財務状況が健全である。 2 法人の基本方針等が公共性にやや欠ける、または団体の財務状況にやや問題がある。 1 法人の基本方針等が公共性に欠ける、または団体の財務状況に問題がある。 0 法人の基本方針等が公共性に欠ける、かつ、団体の財務状況に問題がある。
(2) 応募理由	施設の設置目的や役割・特徴を十分に理解した、妥当性・具体性がある応募理由が示されているか。	5	10 5 施設の基本理念や設置の意義を十分に理解し、明確で特に優れた応募理由が示されている。 4 施設の基本理念や設置の意義を十分に理解し、明確で優れた応募理由が示されている。 3 施設の基本理念や設置の意義を理解し、明確な応募理由が示されている。 2 施設の基本理念や設置の意義について理解が不十分であり、応募理由も不明確である。 1 施設の基本理念や設置の意義について理解が不十分であり、具体的な応募理由が示されていない。 0 施設の基本理念や設置の意義について理解しておらず、考え方や方針が不明確、不適切である。
2 管理体制			
(1) 管理の体制	管理運営やサービス提供を行う上で、人員配置など、具体的な管理運営体制が示されているか。	5	5 適切な管理体制が具体的に構築されており、危機管理対策や個人情報保護における具体的な対応策など、特に優れた提案内容が示されている。 4 適切な管理体制が具体的に構築されており、危機管理対策や個人情報保護における具体的な対応策など、優れた提案内容が示されている。
(2) 緊急、災害時等の危機管理対策	緊急、災害時における事前の対応策や災害時における対応策が示されているか。	5	15 3 適切な管理体制が構築されており、危機管理対策や個人情報保護における対応策が明確に示されている。 2 管理体制の基本的概要が示されており、危機管理対策や個人情報保護における対応策がある程度示されている。
(3) 個人情報の保護管理	個人情報の保護管理における基本方針や具体的な対応策が示されているか。	5	1 管理体制が不適切、または危機管理対策や個人情報保護における対応策が不十分。 0 管理体制の概要、及び危機管理対策や個人情報保護における対応策が不明瞭、不適切である。
3 施設の運営			
(1) 施設運営の基本方針	施設運営における基本方針や運営項目が示されているか。	5	5 管理に関する本市との調整を円滑に進めるとともに、利用者サービスの向上策について適切な業務を行う上での具体的な内容が示されており、市民参加や地域との連携、自主事業、本市の重要施策を踏まえた取組等について、具体的で実現性のある特に優れた提案内容が示されている。
(2) 管理の質、利用者サービスの取組	管理に関する本市との調整を円滑に進めるとともに、使用者や墓参者などのサービス向上策について具体的な内容が記載されているか。	10※ (5×2)	4 管理に関する本市との調整を円滑に進めるとともに、利用者サービスの向上策について適切な業務を行う上での具体的な内容が示されており、市民参加や地域との連携、自主事業、本市の重要施策を踏まえた取組等について、具体的で実現性のある優れた提案内容が示されている。
(3) 市民協働の取組	市民参加や地域との連携についての考え方が示されているか。	10※ (5×2)	3 管理に関する本市との調整を円滑に進めるとともに、利用者サービスの向上策について適切な業務を行う上での内容が示されており、市民参加や地域との連携、自主事業、本市の重要施策を踏まえた取組等について、実現性のある適切な提案内容が示されている。
(4) 自主事業の取組	利用者サービスの向上や管理運営を円滑に行うため、施設運営の趣旨に添った自主事業が提案されているか。	10※ (5×2)	

(5) 自己評価、利用者ニーズ・要望苦情への対応	自己評価、利用者ニーズ・要望苦情への取組が具体的に示されているか。	5		2 管理に関する本市との調整を円滑に進めるとともに、利用者サービスの向上策について適切な業務を行う上での内容がある程度示られており、市民参加や地域との連携、自主事業、本市の重要な施策を踏まえた取組等について、実現性のある提案内容が多少示されている。 1 管理に関する本市との調整を円滑に進めるとともに、利用者サービスの向上策について適切な業務を行う上での内容が不十分であり、市民参加や地域との連携、自主事業、本市の重要な施策を踏まえた取組等について、実現の可能性が低い提案内容が示されている。 0 管理に関する本市との調整を円滑に進めるとともに、利用者サービスの向上策について適切な業務を行う上での内容が示されおらず、市民参加や地域との連携、自主事業、本市の重要な施策を踏まえた取組等について、提案が示されていない。
(6) 環境への配慮、市内企業優先発注など、本市の重要な施策を踏まえた取組	市内中小企業振興条例の趣旨、ヨコハマプラ5.3(ゴミ)計画、人権尊重、男女共同参画推進など、本市の重要な施策を踏まえた取組になっているか。	5		※「(2)管理の質、利用者サービスの取組」、「(3)市民協働の取組」、「(4)自主事業の取組」については、1~5点の評価点を2倍にし、評価する。

4 施設の維持管理

(1) 施設管理の基本事項	施設の維持管理における基本的な考え方、執行体制、施設水準を維持、向上させる取組が示されているか。	10*		5 施設の維持管理について、適正な管理やサービス向上に向かた具体的な内容が示されており、安全対策等についても適切で具体的な対策方法等について、特に優れた提案内容が示されている。 4 施設の維持管理について、適正な管理やサービス向上に向かた具体的な内容が示されており、安全対策等についても適切で具体的な対策方法等について、優れた提案内容が示されている。 3 施設の維持管理について、適正な管理やサービス向上に向かた内容が示されており、安全対策等についても適切な対策方法が示されている。 2 施設の維持管理について、適正な管理やサービス向上に向かた内容が示されているが、安全対策等について、適切な対策方法が不適切である。 1 施設の維持管理について、適正な管理やサービス向上に向かた内容が不十分であり、安全対策等について、対策方法が不適切である。 0 施設の維持管理における内容や安全対策等についての対策方法が不明瞭、不適切である。
(2) 植栽等の適正管理	樹木、芝生等の植栽について、適正な管理やサービス向上のための具体的な内容が示されているか。	10*		30
(3) 建築物、工作物の適正管理	建築物等について、適正な管理やサービス向上の内容が示されているか。	5		2 施設の維持管理について、適正な管理やサービス向上に向かた内容が示されているが、安全対策等について、適切な対策方法が不適切である。
(4) 施設の安全対策	安全対策や防災対策、不法行為等の対策について、具体的な対策方法が示されているか。	5		1 施設の維持管理について、適正な管理やサービス向上に向かた内容が不十分であり、安全対策等について、対策方法が不適切である。 0 施設の維持管理における内容や安全対策等についての対策方法が不明瞭、不適切である。

5 管理経費

(1) 適正な収支計画	各年度毎に管理経費の積算基準が明確な根拠を基に示されているか。 ※様式3「収支予算書」により評価	5		5 管理経費の根拠が非常に明確で、コスト縮減策の内容に実現性のある、特に優れた提案がある。 4 管理経費の根拠が明確で、コスト縮減策の内容に実現性のある優れた提案がある。
(2) コスト削減策	効率的な管理運営に向けた取り組みや、コスト縮減策が示されているか。	5	10	3 管理経費の根拠が明確で、コスト縮減策の内容に実現性のある提案がある。 2 管理経費の根拠が明確で、コスト縮減策の提案が不十分である。 1 管理経費の根拠が不明確で、コスト縮減策が不十分である。 0 管理経費の根拠やコスト縮減策の内容が、不明瞭、不明確である。

6 公営墓地等の管理実績

(1) 墓地又は納骨堂の管理実績	公営の墓地又は納骨堂を指定管理者として管理した実績はあるか。	5	5	5 公営墓地又は公営納骨堂を指定管理者として6年以上良好に運営している。 3 公営墓地又は公営納骨堂を指定管理者として3年以上良好に運営している。 0 上記のいずれにも該当しない。
------------------	--------------------------------	---	---	--

7 加点項目

(1)市内中小企業等であるか(※)	市内中小企業等(次のア～ウ)であるか。 ア 市内中小企業 イ 中小企業等協同事業組合第3条に規定する事業協同組合、事業協同小組合及び信用協同組合のうち、市内に住所を有する者。 ウ 地域住民を主体とした施設の管理運営等のために地域住民を中心に設立された団体 ※ 共同事業体の場合は、代表団体が市内中小企業等であること。	5	5	5 市内中小企業等である。 0 市内中小企業等ではない。
(2)本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況(※)	①障害者雇用率が法定雇用率を超えているか。	2		2 障害者雇用率が法定雇用率を超えている。 0 障害者雇用率が法定雇用率を超えていない。
	②ワークライフバランス及び男女共同参画を推進する仕組みが整っているか。 ア 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定 イ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主計画の策定 ウ 次世代育成支援対策推進法による認定、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定又はよこはまグッドバランス企業の認定 ※ 共同事業体の場合は、代表団体が各項目に該当するかで判断。 ※ (1)は配点内訳	3 (1) ※ (1) ※ (1) ※	5	3 ア、イ、ウ全てに該当している。 2 ア、イ、ウのうち2項目に該当している。 1 ア、イ、ウのうち1項目に該当している。 0 ア、イ、ウ全てに該当しない。
総合計(評価項目 1~7合計)		125		

(※) 「市内中小企業等であるか」及び「本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況」において加点を希望する団体は、「評価基準加点項目に係る申出書」を作成、提出します。提出された申出書の記載内容及び添付資料を施設所管課において確認の上、加点項目を判定します。